

桂駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省 競争参加資格	備考
1	桂宿舎 C・D・E 棟貯水槽清掃点 検	仕様書のとおり	R7. 10. 31 (金)	R7. 5. 21 (水)	R7. 5. 28 (水) 1200	R7. 5. 28 (水) 1200	必要なし	細部は仕様書を参照
2	(7) 地下水採取・分析業務	仕様書のとおり	R7. 9. 30 (火)	R7. 5. 21 (水)	R7. 5. 28 (水) 1200	R7. 5. 28 (水) 1200	必要なし	細部は仕様書を参照

- 4 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒615-8103 京都府都市西京区川島六ノ坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課（中村）
TEL 075-381-2125（内線 515）FAX 075-381-8881

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥ (消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
桂宿舎 C・D・E 棟貯水槽清掃点検	仕様書のとおり	式	1		
納入（履行）場 所	仕様書のとおり	納 期 (履行期限)	R7.10.31		
契約保証金	免 除	入札（見積）書 有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年5月28日

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田 尾 正 輝 殿

会社名 代表者名 担当者名 連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田尾 正輝

¥ (消費税抜価格)

1 履行期間	7.10.31
2 納 地	陸上自衛隊桂駐屯地

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

[illegible]

仕様書		作成年月日		令和7年5月14日	
名 称	桂宿舎C・D・E棟貯水槽清掃点検				
部隊名	関西補給処桂支処総務部総務課厚生班	担当者	2尉 吉田 貢		
1 適用範囲 本仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地が管理する国家公務員宿舎（桂宿舎C・D・E棟）の簡易専用水道の「貯水槽清掃点検」について必要な事項を記載する。 2 一般事項 (1) 実施場所：桂宿舎C棟、D棟、E棟（京都府京都市西京区川島五反長町65-1） 別紙 (2) 内容：貯水槽清掃点検 (3) 時期：10月予定 (4) 実施事項 ア 設備点検 イ 貯水槽清掃 ウ 水質検査（各棟11項目） 3 貯水槽規格等 (1) C棟：鋼板製14.4m³2槽式（1槽7.2m³） (2) D棟：鋼板製15.0m³2槽式（1槽7.5m³） (2) E棟：FRP製18.8m³2槽式（1槽9.4m³） 4 各作業等に伴う特記事項 (1) 清掃作業 ア 使用器具は専用のものを使用し、作業衣は清潔なものを着用し、作業が衛生的に行われるようにすること。 イ 清掃後、排水管内等の停滞水や水槽内のもらい錆等が管内に流入しないよう処置すること (2) 消毒作業 ア 消毒液は有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて消毒すること。 イ 消毒は、水槽内の全壁面・床及び天井の下面については、消毒液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を用いて行う。 ウ 前期の方法により、2回以上消毒を行い消毒による排水を完全に除去すると共に、消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。 エ 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから実施すること。 (3) 水質検査 各水槽ごとに清掃、消毒後、注入した上水の水質検査を実施すること。採水は配水主管に送水する前に、部隊の指示する場所から採取し検査すること。全作業終了後の施設末端における水質検査は水道法に基づく一般項目（11項目）の水質検査を実施すること。採水場所はC棟・E棟の給水栓を原則とし、試験結果報告書を提出すること。なお、各水槽の測定基準は、下記の通りとする。					

- ア 濁 度 : 2度以下 (濁色度計による計測)
- イ 色 度 : 5度以下 (濁色度計による計測)
- ウ 臭気・味 : 異常でないこと。
- エ 残留塩素 : 0.2mg/l以上 (残留塩素測定器による)

(4) その他

ア 適用

本作業は、本仕様書及び関係諸規則に基づき実施すること。

イ 疑義事項

仕様書の内容に相違がある場合、また作業中疑義が生じた場合は、部隊担当官に申し出てその指示に従い実施すること。

5 提出書類等

(1) 事前提出書類

作業員の貯水槽清掃作業監督者講習会、貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書及び3ヵ月以内に実施した腸内細菌検査成績書、施工計画書を事前に提出すること。

(2) 工程表

請負業者は、作業前に部隊担当官に工程表を提出し、承認を得た後作業を実施すること。なお、作業日時、手順等は部隊と調整の上、指示に従うものとする。

(3) 写 真

作業における主要な部分 (作業前、清掃状況、消毒状況、作業後等) 及びその他部隊担当官の指示する場所を撮影し、工事写真帳 (A4) に整理し検査完了時に提出すること。

(4) 提出先：関西補給処桂支処総務部総務課厚生班

6 担当者

桂支処総務部総務課厚生班 (厚生係長) 2尉 吉田 貢
電話番号：075-381-2125 (内線322)

7 その他

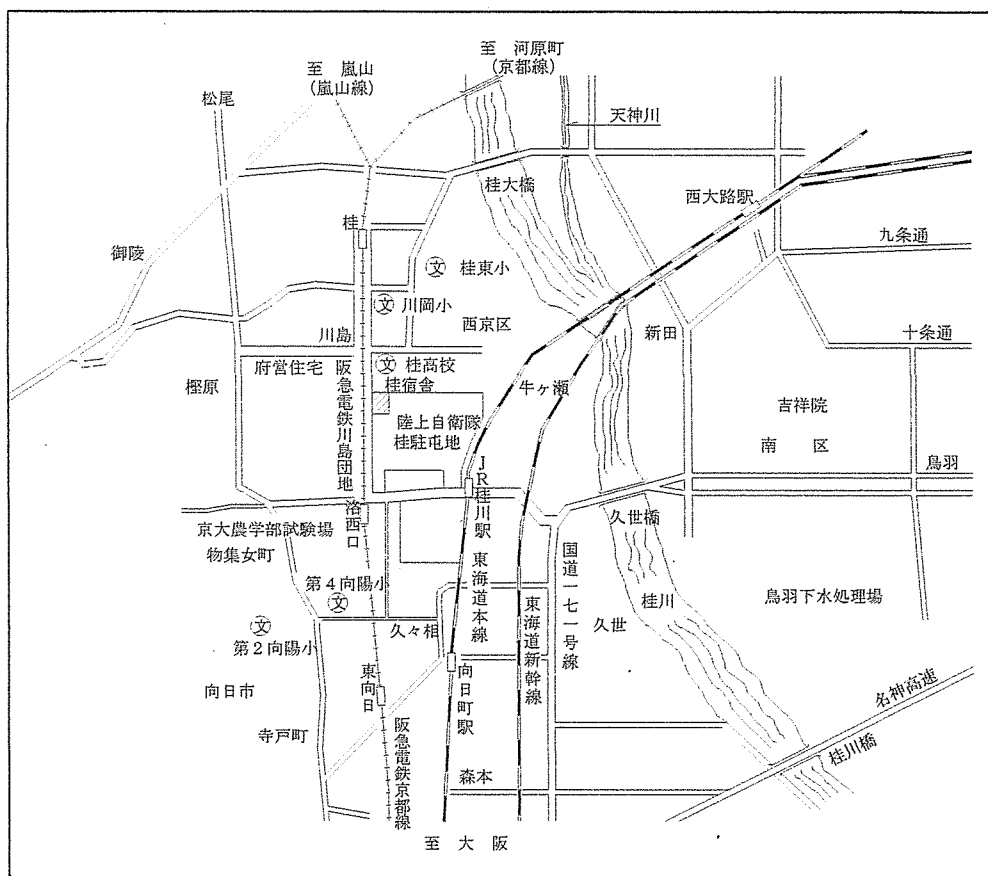
(1) 作業時間等

ア 土日祝日のぞく0830~1700とする。

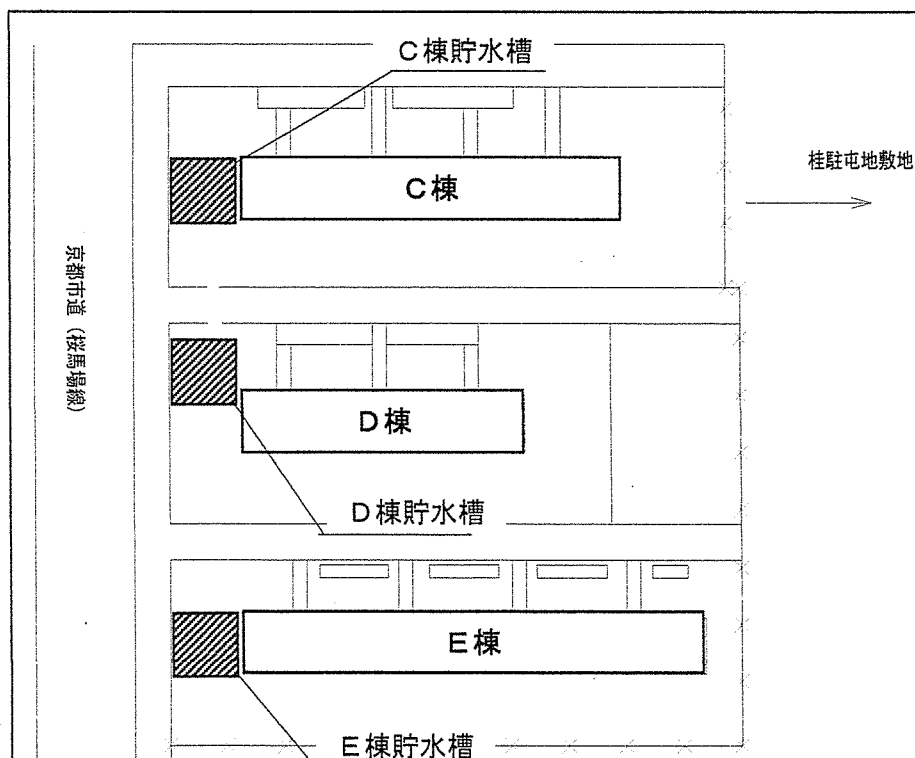
イ 作業に使用する電気・水道等は請負業者の負担とする。

(2) 仕様書に記載のない事項及び不明瞭な事項については、双方で協議する。

案内図



配置図



見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

見積金額¥

(消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
(7) 地下水採取・分析業務	仕様書のとおり	式	1		
納入（履行）場 所	仕様書のとおり		納 期 (履行期限)	R7.9.30	
契約保証金	免 除		入札（見積）書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年5月28日

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 田 尾 正 輝 殿

会社名 代表者名 担当者名 連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田尾 正輝 殿

¥ (消費税抜価格)

1 履行期間	7.9.30
2 納 地	陸上自衛隊桂駐屯地

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

[illegible]

(7) 地下水採取・分析業務

関西補給処桂支処

名 称				(7) 地下水採取・分析業務		
支処長	総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画	管 財	担 当
						
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班				図面番号	1 / 4	

仕 様 書

1 件 名：(7) 地下水採取・分析業務

2 工 期：契約締結日～令和7年9月30日

(採取日：令和7年9月2日～5日(内1日)を予定)

3 場 所：京都府京都市南区久世高田町336-1 陸上自衛隊桂駐屯地

4 役務内容：地下水観測井2箇所における地下水採取及び分析(1回)

5 一般事項

(1) 本役務は、特記仕様書によるほか、土壤汚染対策法(同施行令、同施行規則)、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)等関係法令その他参考資料により適切に実施すること。

(2) 請負業者は、作業に先立ち工程表を作成するとともに監督官に提出し、承認を受けたのち作業を実施すること。

(3) 作業中、請負業者の過失により施設・設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督官に報告し、その指示に従い請負業者の責任において速やかに原状に復旧すること。

(4) 役務実施時間は、平日午前9時から午後5時までを原則とし、国旗掲揚及び降下時は一切の作業を中止すること。

(5) 写真は、監督官の指示に従い、着手前、各工程ごと、完了後及び作業工程並びにその他必要に応じて撮影し、写真帳(A4縦)に整理し提出すること。

(6) 本役務実施に伴う電気・水道等は、請負業者で準備すること。

6 提出資料

(1) 工事(役務)費内訳明細書 1部

(2) 現場代理人届 1部

(3) 着手届 1部

(4) 工程表 1部

(5) 完了届 1部

(6) 分析結果・作業写真 1部

(7) その他監督官が指示するもの。

7 特記事項

(1) 本役務は、既存の観測井(深度10メートル)2箇所において、それぞれ地下水採取及び分析を行うものとする。

なお、観測井2箇所については、GL-2～3メートル付近以深に広く分布する砂礫層が、第1帯水層(不圧帯水層)となっており、

帯水層の底面は確認されていない。

- (2) 既存の観測井における地下水の採取方法は、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）の参考資料（Appendix-7. 地下水試料採取方法）に準じて行うこと。採水前には、水中ポンプにより十分に観測井管内の水を揚水し、本来の地下水に置き換える「パージ作業」を行う。なお、揚水量は帯水層の透水性等踏まえ、井戸管内帯水量の 3～5 倍量を基準とする。

（既設観測井 掘削口径 ϕ 86mm、井戸管径 ϕ 50（PVC 管））

地下水採取は、パージ作業完了後、水中ポンプ等を用いて必要量を採取する。

採取した地下水は、地点名や採水日を記したポリ容器（新品）に封入し、分析機関等に搬入すること。

- (3) 地下水分析は、下記に示す分析対象物質の分析方法により実施すること。

【分析対象物質】第 2 種特定有害物質 六価クロム化合物

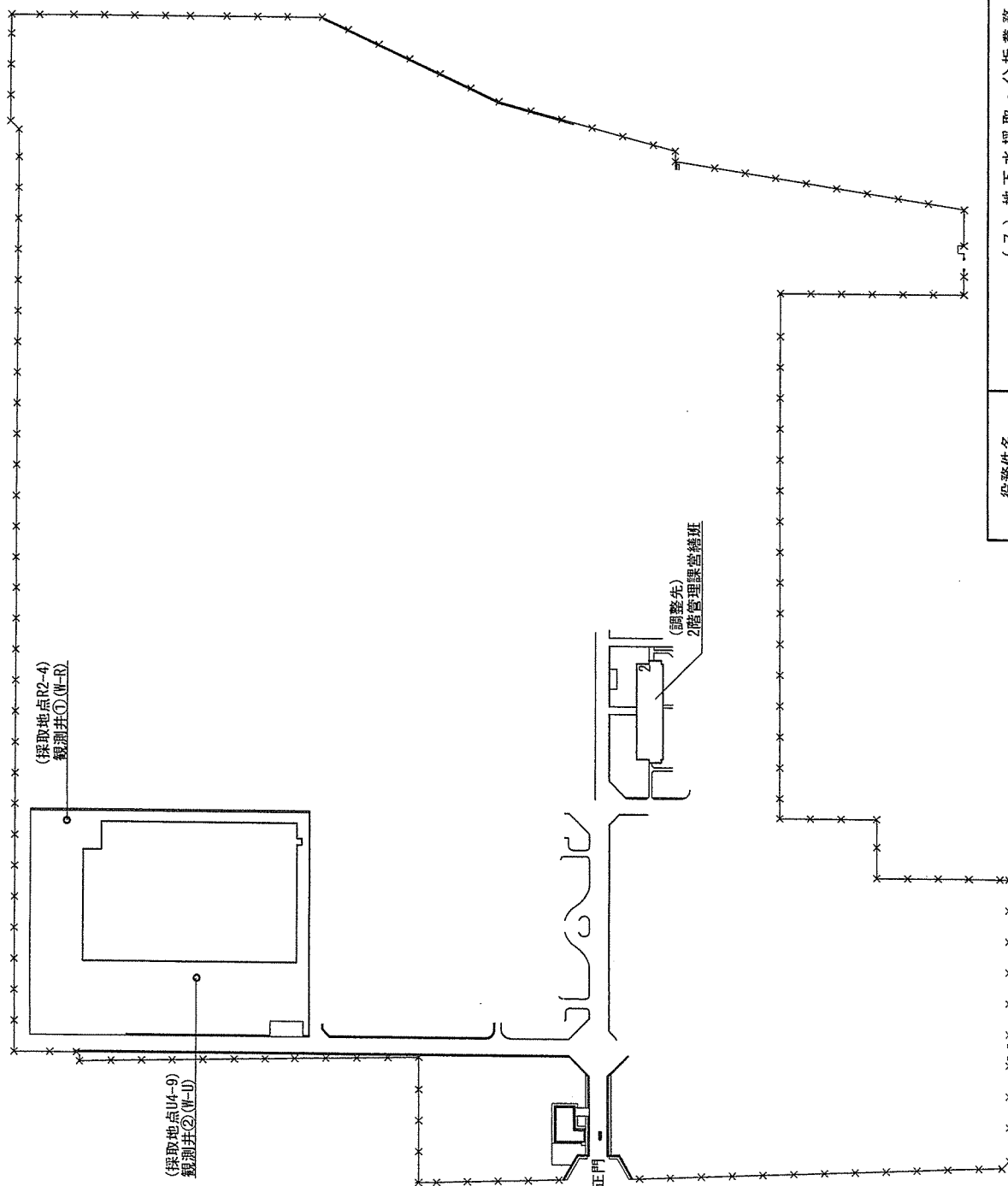
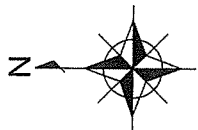
【分析方法】平成 15 年環境省告示第 17 号（JIS K 0102 65.2.1）

- (4) 分析においては、環境計量士による分析結果の確認を行うこと。また、分析結果は計量証明書 2 部（各採取場所毎）を作成及び発行の上、官側に速やかに提出すること。

- (5) 地下水分析において、基準値不適合の分析結果が確認された場合には、速やかに官側に報告し、指示等を受け、対応すること。なお、基準値を超過した採水は、ポリ容器に封入し官側に引き渡すこと。ただし、分析結果が基準適合の場合は、請負業者において適切に処分すること。

- (6) 地下水の採取日は、官側の指示に従うこと。

- (7) 本業務は、地下水採取・分析終了の上、分析結果や写真、官側が求める書類等提出完了次第、完了検査を実施し、合格したのち終了とする。



役務件名	(7) 地下水採取・分析業務		図面番号	4 / 4
図面名称	配 置 図		縮 尺	1 / 4 0 0 0
関西補給処桂支処総務部管理課繕班				